

輪島市監査公表第 39 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成25年12月2日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成25年11月22日（金） 健康推進課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 渕 良作

輪島市監査委員 中山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成25年度の監査資料（平成25年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成24年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○輪島市地区集会施設トイレ整備事業については、調査の結果 11箇所の施設が対象となったことが伺われた。高齢者等が安全かつ容易に地区集会施設を利用できるよう、トイレの洋式化とバリアフリー化対応整備事業等の改修に要する経費の補助を行うものである。補助金交付においては、補助金交付要領・規則に沿って、適正な事務執行に努めていただきたい。

○母子保健事業、生活習慣病対策、高齢者の介護・生活支援、地域包括支援等多岐にわたって業務に取り組んでいることが伺われた。今後においても、「輪島市健康づくり計画」に基づき、各地区組織と協力し、市民の主体的な健康づくりの推進に努めていただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。